

議案第 2 号

東郷町使用料及び手数料条例の一部改正について

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

東郷町使用料及び手数料条例（昭和49年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

<p>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>450</p>	<p>申請のとき</p>	
<p>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>350</p>	<p>申請のとき</p>	
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって</p>	<p>1通につき</p>	<p>750</p>	<p>申請のとき</p>	

調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料				
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	450	申請のとき	
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通につき	350（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円）	申請のとき	
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）	書類1件につき	350	申請のとき	

む。)の規定に基づく届書その他 町長の受理した書類の閲覧手数料	き			
------------------------------------	---	--	--	--

を

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450	申請のとき	
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	350	申請のとき	
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400	申請のとき	

<p>供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>				
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>750</p>	<p>申請のとき</p>	
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>450</p>	<p>申請のとき</p>	

料				
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700	申請のとき	
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若し	1通につき	350（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に	申請のとき	

<p>くは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>		<p>ついて、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)</p>		
<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき</p>	<p>350</p>	<p>申請のとき</p>	

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

戸籍法関係の手数料を徴収する事務及び手数料を次のように改めること。（別表第2関係）

手数料を徴収する事務名	金額 (単位 円)	
	改正後	改正前
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加）	[4 5 0]	4 5 0
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	4 0 0	(新規)
除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（本籍地以外での除籍謄本等の交付事務の追加）	[7 5 0]	7 5 0
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	7 0 0	(新規)

届出若しくは申請の受理の証明書交付等 (電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務の追加)	〔 3 5 0 〕 等	3 5 0 等
届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務 (電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務の追加)	〔 3 5 0 〕	3 5 0

〔 〕は改正なし。

3 施行期日

令和6年3月1日から施行すること。